

第88期定時株主総会招集ご通知

日時	2022年6月24日(金) 午前10時
場所	東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号 フォスター電機株式会社 1階大ホール

ご案内

新型コロナウイルス感染症対応について

- ・株主総会当日の運営と事前行使のお願い
- ・懇談会の中止
- ・ライブ中継についてのご案内

上記の詳細は、3-6頁に掲載しておりますのでご覧ください。

目次

第88期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
第1号議案 定款一部変更の件	
第2号議案 監査役1名選任の件	
事業報告	12
1. 企業集団の現況に関する事項	
2. 会社の株式に関する事項	
3. 会社役員に関する事項	
4. 会計監査人の状況	
連結計算書類	29
計算書類	31
監査報告書	33

フォスター電機株式会社

〈証券コード 6794〉

2022年6月1日

株 主 各 位

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号

フォスター電機株式会社

代表取締役社長 成 川 敦

第88期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、可能な限り書面またはインターネット等により事前に議決権を行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

なお、株主様は当日の株主総会の様子を、インターネットによるライブ中継にてご視聴いただけます。

議決権行使につきましては、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、5頁から6頁の「議決権行使についてのご案内」に従って、2022年6月23日（木曜日）当社営業時間終了の時（午後5時15分）までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
- 1 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第88期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案

定款一部変更の件

第2号議案

監査役1名選任の件

4. その他

- (1) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する株主1名を代理人として本株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (3) 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (https://www.foster.co.jp/investors/shareholder_info/meeting.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知及び添付書類には記載しておりません。
 - ・事業報告の「会社の体制及び方針」
 - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (4) インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (5) 当日、当社役職員は軽装（クールビズ）にてご対応させていただきますのでご了承ください。
- (6) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、直ちに当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) にて、修正後の内容を開示いたします。なお、英文による招集ご通知は (<https://www.foster-electric.com/investors/meeting/index.html>) に掲載しております。

以上

新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ

本年は感染の回避をご優先いただきたく、株主総会当日のご来場の見合わせのご検討をお願いいたします。議決権行使につきましては、書面またはインターネット等による議決権行使を強く推奨いたします。

議決権行使についてのご案内は5頁から6頁をご覧ください。

株主様は株主総会の当日の様子をインターネットによるライブ中継にてご視聴いただけます。視聴方法につきましては、4頁の[ライブ中継についてのご案内](#)をご覧ください。

本株主総会当日にご来場される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご来場について十分にご検討をお願い申し上げます。

株主総会の運営について

- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮して行う予定です。株主様からのご質問、ご発言を制限させていただく場合がございますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様の体温を計測させていただきます。体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声掛けをして入場をお控えいただく場合がございます。
- ・会場内には株主様のための消毒液を設置いたします。
- ・会場では、当社役員及びスタッフは、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・本株主総会後の懇談会は中止いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) においてお知らせいたします。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束を心よりお祈り申し上げます。

ライブ中継についてのご案内

株主総会のライブ中継について

当日はライブ中継を実施いたしますので、会場にご来場いただくことなく、株主総会の様子をご視聴いただけます。

撮影は会場後方からのみ行い、ご出席株主様の容姿は映らないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。また、総会会場でご質問、ご発言される株主様の音声はライブ中継によって中継されます。あらかじめご了承ください。

2022年6月24日午前10時から株主総会が終了するまでライブ中継する予定です。

以下のウェブサイトからご視聴ください。

ライブ中継URL	省略
パスワード	省略

ご視聴の際には上記、URL及びパスワードの他に**株主番号等が必要**です。
株主番号は議決権行使書に記載されています。

ご注意事項

- ・音声は日本語のみとなります。
- ・ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- ・当社ウェブサイトやライブ中継をご視聴いただくための通信料につきましては、各個人のご負担となります。
- ・快適にご視聴いただくために、スマートフォンやタブレットでのご視聴は、Wi-Fi環境を推奨いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト (<https://www.foster.co.jp/>) にてお知らせいたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）

場所 東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール

郵送で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時15分まで

同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。

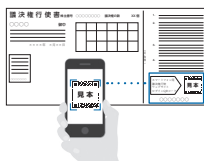
- ① インターネット等と書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とします。複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は今回の株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社アンソウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権電子行使プラットフォームについて

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**（以下）までお問い合わせください。

議決権行使ウェブサイトの
操作方法等に関するお問い合わせ

フリーダイヤル**0120-768-524** (9:00~21:00)

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

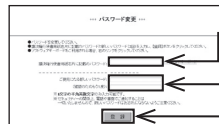
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(削 除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役 井野 拓磨氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
 <p>おおうえ あいこ 大上 有衣子 (1975年8月23日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>女性</p> <p>■取締役会出席率 —</p> <p>■監査役会出席率 —</p>	<p>2017年 1月 弁護士登録 2017年 1月 中本総合法律事務所所属 2017年 4月 内閣府公益認定等委員会事務局政調調査員 2020年 1月 有限会社カイカイキキ入社 2020年 5月 株式会社柿安本店社外取締役（現任） 2022年 1月 中本総合法律事務所復職（現任）</p> <p>（重要な兼職の状況） 中本総合法律事務所所属 株式会社柿安本店社外取締役</p>	0株

【社外監査役候補者とした理由】

大上 有衣子氏は、弁護士として、法律分野、コーポレートガバナンスに関する豊富な経験と相当の知見を有し、また企業内弁護士としての経験を併せ持つことから、より実効性の高い監査が期待できると判断し、社外監査役として選任をお願いするものです。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、当社は上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行され、監査の質向上に貢献されるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 上記監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記監査役候補者は、社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
上記監査役候補者の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とします。
4. 当社は、上記監査役候補者の選任が承認された場合には、同氏との間で会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結することを予定しております。当該補償契約の内容は、同条第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定め

- る範囲内において当社が補償するものです。
5. 当社は、取締役、監査役及び執行役員が被保険者に含まれる、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、上記監査役候補者が監査役に就任した場合には、上記監査役候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、上記監査役候補者の任期途中である2022年7月1日に当該保険契約を更新する予定であります。
 6. 上記監査役候補者は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
 7. 当社の独立性判断基準
当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

《ご参考1》指名諮問委員会について

当社は、取締役会の諮問機関として、社外取締役を委員長とする指名諮問委員会を設置しております。

同委員会は、取締役及び監査役並びに執行役員の指名に関し、期待される要件を審議の上、候補者を推薦することで、取締役及び監査役並びに執行役員の選任の妥当性及び決定プロセスの透明性の確保に寄与しております。また、社外役員の独立性についても審議しております。

本議案における候補者は、同委員会による審議を経ております。

《ご参考2》社外役員の独立性基準について

当社は、会社法の社外要件と東京証券取引所の独立性基準の双方に基づいて独立社外役員の独立性を判断しています。また、社外役員の資質として、当社の企業価値向上のために建設的な助言ができる高い専門性と豊富な経験を重視しています。

以 上

事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当期における世界経済は、ワクチン接種の進展や各国政府の施策等により先進国を中心に経済の正常化が進みました。しかしながら変異を続ける新型コロナウイルスの脅威が続く中、ロシアによるウクライナ侵攻が国際秩序に大きな打撃をもたらし、多くの国々でのかつてない規模の経済・金融制裁も相まって、先行き見直しは極めて深刻かつ不透明な状況になりました。

電子部品業界において、特に当社が注力する自動車関連市場では、世界的な半導体不足やサプライチェーンの混乱等により、自動車メーカ及び部品メーカは断続的に生産計画の見直しを強いられました。一方で、脱炭素への取り組みが世界的に本格化し、電気自動車の開発加速等に伴う電子部品の中長期需要に対する期待は高まりました。

こうした中、当社グループは中期事業計画に基づき、ターゲット顧客へのパートナー戦略を推進しつつ積極的に受注活動を進めた結果、同計画完了時の7割程度の受注を確保しました。電気自動車（EV）等への取り組みについては、戦略製品である接近通報音スピーカ、警報音用ブザー、車載用ヘッドホン等が総じて売上げを伸ばしました。またEV化で先行する中国市場においては、中国ローカル自動車メーカとの取引拡大に向け、品質・価格面等の競争力を保持し受注・製造を行う新会社を現地に設立しました。車載関連ビジネス以外では、従来の主力製品の後継を担うウェアラブル、ウェルネス等の分野で、新規ビジネスの事業化をさらに進めるとともに研究・開発ビジネスを業務提携の検討も含め強化し、より広範な顧客ニーズを取り込める体制づくりを実施しました。ESG経営の推進においては、E（環境）、S（社会）、G（ガバナンス）に関する様々な評価基準を満たした優れた取り組みが評価され、グローバルなインデックスプロバイダーであるFTSE Russell社のESG投資指数「FTSE Blossom Japan Index」構成銘柄に初選定されました。

これらにより、売上高は、車載関連製品の売上増により増収となりました。特に戦略製品である車載用ヘッドホン、接近通報音スピーカや警報音用ブザー等の売上高の伸びは総じて約30%成長となりました。一方、利益面では、国際物流運賃や原材料費・部材費の高騰、変異を続ける新型コロナウイルス感染拡大によるサプライチェーン混乱の影響等により厳しい結果となりました。特に、世界的なコンテナ物流の混乱に対応するための空輸利用の増加が利益圧迫要因となりました。

以上の結果、当期連結業績における売上高は、前期比6.9%増の91,106百万円（前期売上高85,220百万円）となりました。営業損失は、7,757百万円（前期営業利益0百万円）、経常損失は7,473百万円（前期経常利益219百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、特別退職金等の特別損失を計上したため、7,017百万円（前期親会社株主に帰属する当期純損失3,363百万円）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

スピーカ事業

コロナ禍からの自動車販売の回復を背景に、売上高は69,676百万円（前期比22.8%増）となりました。損益面では、コンテナ船運賃や原材料費・部材費の高騰、生産拠点での新型コロナウイルス感染拡大の影響によ

る稼働率の低下及びその後の受注回復時の海上物流の混乱長期化に伴う空輸の増加により、営業損失は6,955百万円（前期営業利益377百万円）となりました。

モバイルオーディオ事業

民生用アクチュエータの出荷は計画を上回って好調に推移しました。また車載用ヘッドホンも顧客拡大を伴い増加しました。しかしながらスマートフォン同梱用ヘッドセットの販売が終息に向かっていることから、売上高は14,227百万円（前期比34.1%減）、営業損失は896百万円（前期営業損失424百万円）となりました。

その他事業

小型音響部品事業や「フォステクス」ブランドの製品を含むその他事業は、戦略製品である接近通報音スピーカーや警報音用ブザー等をはじめとする小型音響部品事業が堅調に推移したため、売上高は8,330百万円（前期比15.0%増）、営業利益は94百万円（前期比100.9%増）となりました。

(注) スピーカ事業	車載用スピーカ・スピーカシステム、薄型テレビ用スピーカ・スピーカシステムや、オーディオ用等のスピーカ製品の製造・販売
モバイルオーディオ事業	携帯電話用ヘッドセット、ヘッドホン、小型スピーカ、振動アクチュエータ等のモバイルオーディオ製品の製造・販売
その他事業	警報音用等のブザー・サウンダ等の小型音響部品、「フォステクス」ブランドの製品の製造・販売並びに物流サービス等の提供

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当期中における設備投資額は2,749百万円で、主な投資は中国・ベトナムでの省力化設備でした。これらの所要資金につきましては、自己資金、借入金をもって充当しました。

(3) 対処すべき課題

世界経済は、ロシアによるウクライナ侵攻など地政学リスクの高まりにより、かつてないほど不確実性が増しています。新型コロナウイルス感染拡大、サイバー攻撃等による社会的危機、ミャンマーやロシア・ウクライナ等の政治的危機、急激な物価上昇による経済的危機、そして気候変動危機等これらが複合的に連鎖する対応困難なリスク・危機に世界は直面しています。一方で、AIや5G、6G等のデジタル化の潮流は、こうしたリスク・危機への対応も相まってますます加速し、経済発展に寄与すると期待されています。

当社グループが注力する自動車関連市場では、世界経済の正常化に向けた回復を背景に自動車生産・販売も若干増加すると見込まれますが、当面は、半導体チップ不足、資源高、サプライチェーンの混乱をはじめ世界経済の不確実性の高まりから予断を許さない状況が続くものと思われます。一方で、EV化の流れは勢いを増し、自動運転を含めた次世代自動車への取り組みによる新たな付加価値創出への期待はますます高まっています。これらに加えAI、5G・6G等の新技術の産業化に伴い電子部品の中長期需要は力強い成長が期待できます。

以上のような情勢下、当社グループは「未来社会に音で貢献する」をビジョンとして掲げ、「音に関わる製品やソリューションを通して、世界中により快適な生活やコミュニケーションの喜びを提供し社会から期待される企業になる」ことをミッションとし、業界での地位を確固たるものにするとともに、グローバル企業としてさらなる事業の充実と企業価値の向上を図りながら、持続的な成長を実現するための体制作りを推進します。

取り巻く環境は厳しさを増していますが、中期事業計画を着実に進める方針に変わりはありません。様々な危機に直面する中で、対処すべき課題を明確にし、構造改革を含め対応策の実効性・即効性を高めると同時に、高まる不確実性に対しての即応体制を強化していきます。

具体的には、主に以下の方針のもと諸施策を実施します。

【収益力の強化】

1. スピーカ事業のレジリエンス強化
2. モバイルオーディオ事業の黒字安定化
3. 成長分野である小型音響部品事業へのリソースシフト
4. ESTec Corporationとの協働強化

【構造改革】

1. グローバルに最適なサプライチェーン体制の構築
2. 地産地消の推進
3. 拠点間バックアップ体制の整備・強化
4. さらなる省人化推進
5. 製造工程の標準化推進

これらに加え、当社グループでは、製品品質・業務品質のさらなる改善・向上及びIT/DXによる業務革新・

生産性向上に積極的に取り組んでいきます。また、さらなる競争優位の獲得に向け環境対応力を高め、中期事業計画でコミットした「カーボンニュートラル」の目標達成に向け、グローバルベースで推進していきます。

当社グループは、「全ての価値創造の源泉は人財である」との考えのもと人財投資を積極的に行い、中期事業計画でも定めた社員の「Be Happy 80%」の実現を目指し、社員一人ひとりが「失敗を恐れず挑戦」し続けることで市場での変化を自らが生み出していきます。そして、社会や市場の中で信頼され、必要とされる企業となるためにESG経営を着実に続けていきます。

株主の皆様には、今後ともよろしくご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（継続企業の前提に関する重要事象）

当社グループは、前記「（1）事業の経過及び成果」に記載のとおり、親会社株主に帰属する当期純損失が7,017百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失3,363百万円）、純資産の部が51,632百万円(前期末比7.8%減)、連結貸借対照表に記載される為替換算調整勘定による調整前の純資産が48,014百万円（前期末比14.4%減）となりました。

この結果、金融機関との間で契約しているコミットメントライン契約に定められている財務制限条項に抵触する状況が一時的に発生したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

しかしながら、当社の主要な取引金融機関からは上記状況を認識いただいた上で、既存借入金の融資継続に応じていただくご意向を受けており、引き続き金融機関の支援を得られる見通しです。加えて、事業上、受注面においては、中期事業計画完了時の7割程度の受注を確保するなど順調に推移しています。収益面においては、昨年7月から9月のベトナムでのロックダウンに伴う空輸費用は一時的な異常費用であり、原材料費・部材費の高騰や物流コストの上昇に対しては、市況に応じた「市場連動制」の導入等による対応策が着実に進展しており、今後は収益改善が見込まれます。また当期末の自己資本比率は54.7%と一般的に安全性に問題がない水準にあります。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2018年度 第 85 期	2019年度 第 86 期	2020年度 第 87 期	2021年度 第 88 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)		140,303	107,298	85,220	91,106
経 常 利 益 (百万円)		4,318	2,599	219	△7,473
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		△2,026	1,565	△3,363	△7,017
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		△83.21	69.15	△148.47	△315.53
総 資 産 (百万円)		91,271	80,825	77,233	86,148
純 資 産 (百万円)		59,294	58,995	55,993	51,632
1株当たり純資産 (円)		2,404.10	2,369.46	2,276.20	2,125.72

- (注) 1. 「収益認識基準に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	年 度	2018年度 第 85 期	2019年度 第 86 期	2020年度 第 87 期	2021年度 第 88 期 (当期)
売 上 高 (百万円)		90,345	59,284	38,035	42,817
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)		1,427	△2,053	△325	△1,909
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)		772	338	△3,392	△2,211
1株当たり当期純利益 又は当期純損失 (△) (円)		31.72	14.95	△149.72	△99.44
総 資 産 (百万円)		52,411	42,093	38,832	38,973
純 資 産 (百万円)		25,808	25,050	20,688	18,136
1株当たり純資産 (円)		1,141.61	1,103.85	929.23	817.44

- (注) 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

(5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスタービジネスサービス株式会社	百万円 10	100.0	物流事業及び派遣事業	東京都 昭島市
フォスター電子株式会社	百万円 10	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の販売	東京都 昭島市
フォスター エレクトリック Co.,(ホンコン)Ltd.	千香港ドル 100,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の製造・販売	中国 (香港)
広州豊達電機有限公司	千人民元 30,000	(間接所有) 100.0	中国国内へのスピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	中国
豊達電機(南寧)有限公司	千人民元 91,316	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	中国
豊達音響(河源)有限公司	千人民元 51,141	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	中国
广州富星電声科技股份有限公司	千人民元 3,922	(間接所有) 49.0	スピーカ製品及びスピーカ部品等の製造・販売	中国
豊達電機台湾股份有限公司	千ニュー台湾ドル 50,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	台湾
フォスター エレクトリック(シンガポール)Pte. Ltd.	千米ドル 5,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	シンガポール
PT フォスター エレクトリック インドネシア	千米ドル 9,550	(間接所有) 100.0	清算手続中	インドネシア
フォスター エレクトリック(ティラワ)Co.,Ltd.	千米ドル 7,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の製造	ミャンマー
フォスター エレクトリック(タイランド)Ltd.	千タイバーツ 10,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品の販売	タイ
フォスター エレクトリック パナンSdn. Bhd.	千リングット 1	(間接所有) 100.0	調達関連サービスの提供	マレーシア
FSK (タイランド) Co., Ltd.	千タイバーツ 20,000	100.0	スピーカ部品の製造・販売	タイ

会社名	資本金	当社の 出資比率(%)	主要な事業内容	所在地
フォスター エレクトリック(ベトナム)Co.,Ltd.	千米ドル 29,000	100.0	モバイルオーディオ製品等の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ダナン)Co., Ltd.	千米ドル 2,446	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(クアンガイ)Co.,Ltd.	千米ドル 1,000	(間接所有) 100.0	モバイルオーディオ製品及びスピーカ部品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(バクニン)Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の製造	ベトナム
フォスター エレクトリック(ユー.エス.エー.), Inc.	千米ドル 18,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	アメリカ
フォスター エレクトリック(ヨーロッパ)GmbH	千ユーロ 4,000	100.0	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品等の輸入販売	ドイツ
ESTec コーポレーション	百万ウォン 5,455	64.1	スピーカ製品、モバイルオーディオ製品の販売	韓国
ESTec ジャパン株式会社	百万円 60	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	東京都 三鷹市
ESTec Electronics (JIAXING)Co.,Ltd.	千米ドル 7,050	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	中国
ESTec VINA Co.,Ltd.	千米ドル 9,020	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Phu Tho Co.,Ltd.	千米ドル 8,000	(間接所有) 64.1	モバイルオーディオ製品の製造・販売	ベトナム
ESTec Corporation (Cambodia)Ltd.	千米ドル 3,000	(間接所有) 64.1	清算手続中	カンボジア
ESTec America Corporation	千米ドル 50	(間接所有) 64.1	スピーカ製品の輸入販売	アメリカ

- (注) 1. 2021年9月8日、広州豊達電機有限公司の49%出資により广州富星電声科技股份有限公司を設立しました。
 2. 2021年10月1日、フォスター運輸株式会社の事業（運送事業、整備事業、物流事業及び派遣事業）のうち、物流事業及び派遣事業を承継するフォスタービジネスサービス株式会社を新設分割により設立しました。一方、存続するフォスター運輸株式会社の株式を、東京都立川市に本社を置くつばさホールディングス株式会社に譲渡しました。
 3. ESTec ジャパン株式会社、ESTec Electronics (JIAXING) Co.,Ltd.、ESTec VINA Co.,Ltd.、ESTec Phu Tho Co.,Ltd.、ESTec Corporation (Cambodia)Ltd.、ESTec America Corporationの株式はESTec コーポレーションが100%保有しています。

(6) 主要な事業内容

電子機器、音響機器及びその部品の製造、輸出入並びに販売

(7) 主要な営業所及び工場

① 当社の営業所

名 称	所 在 地
本 社	東京都昭島市
大 阪 オ フ ィ ス	大阪府大阪市
静 岡 オ フ ィ ス	静岡県静岡市

② 重要な子会社の主要な営業所及び工場

前記 (5) **重要な子会社の状況**をご参照ください。

(8) 使用人の状況

① 企業集団の使用人数

使用人数(名)	前期末比増減(名)
17,258	1,353減

(注) 1. 使用人数は就業人員数であります。
2. 上記の使用人数にはフォスター エレクトリック Co., (ホンコン) Ltd.が製造を委託しております広州市番禺区旧水坑豊達電機廠の使用人数1,906名を含んでおります。

② 当社の使用人の状況

使用人数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
438	54減	44.6	15.6

(注) 使用人数には、臨時雇用者（パートタイマー等）を含みません。
なお、当期中における臨時雇用者の平均雇用人員数は65名であります。

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額(百万円)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,244
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,953
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,618

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年4月4日付で、東京証券取引所における新市場区分である「プライム市場」へ移行いたしました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 25,000,000株 (自己株式 2,647,224株を含む)
- (3) 総株主の議決権の数 223,408個
- (4) 株主数 7,936名 (前期末比 2,181名増)
- (5) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	4,617	20.65
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,097	4.91
株式会社みずほ銀行	1,016	4.54
株式会社三菱UFJ銀行	945	4.23
J P モルガン証券株式会社	665	2.97
みずほ信託銀行株式会社	405	1.81
ザバンクオブニューヨークメロン 140042	361	1.61
エムएसアイピー クライアント セキュリティズ	345	1.54
ビーエヌワイエム エスエーエヌブイ ビーエヌワイエム ビーエヌ ワイ ジーシーエム クライアント アカ운ツ エム エルエスシ ー ビー アール デイ	317	1.42
ゴールドマン サックス インターナショナル	315	1.41

- (注) 1. 当社は、自己株式 (2,647,224株) を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。なお、自己株式には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 165,769株を含んでおりません。

(6) 当事業年度中に会社役員に対する職務執行の対価として交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉澤博三	代表取締役会長CEO	
成川敦	代表取締役社長COO	
呂三鉄	専務取締役 製造統括	フォスター香港法人代表 フォスターシンガポール Managing Director
岸和宏	常務取締役 営業本部長兼営業統括 兼米州担当	
三浦広貴	取締役 技術本部長兼技術統括 ／フェロー	
松本実	取締役 筆頭社外取締役	松本実公認会計士事務所所長 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員） 東洋インキSCホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）
後藤康浩	取締役	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社安藤・間顧問
中条薫	取締役	株式会社SoW Insight代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社社外取締役
木本聡子	常勤監査役	
猪熊勉	監査役	
井野拓磨	監査役	井野拓磨税理士事務所所長
鈴木隆	監査役	京総合法律事務所パートナー タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員

- (注) 1. 取締役 松本 実氏、後藤康浩氏及び中条 薫氏は、社外取締役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 監査役 木本聡子氏、井野拓磨氏及び鈴木 隆氏は、社外監査役であります。なお、当社は各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外監査役 木本聡子氏は、長きにわたる税務行政経験を有しており、税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 猪熊 勉氏は、金融機関での経験及び当社で経理・財務を相当の期間担当し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 社外監査役 井野拓磨氏は、税務行政や他企業での財務担当役員の経験を有しており、また税理士として税務、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外監査役 鈴木 隆氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 2021年6月23日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって、白川英俊氏及び松田千恵子氏は取締役を任期満了により退任いたしました。また、同総会において、三浦広貴氏及び中条 薫氏が新たに取締役に選任され、就任いたしました。

8. 2022年4月1日付をもって、次のとおり取締役の「担当」及び「重要な兼職の状況」が異動しております。

氏名	従前	変更後
呂 三鉄	製造統括 フォスター香港法人代表 フォスターシンガポール Managing Director	中国CEO フォスターシンガポール Managing Director

9. 2022年4月1日付をもって、社外取締役 中条 薫氏はUBE三菱セメント株式会社の社外取締役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役とは、当社定款の定めに基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

当社は、各取締役及び各監査役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、会社役員がその職務を執行するにあたり、悪意または重過失があった場合には補償の対象としないこととしております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補することとされています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険（D&O保険）契約の被保険者は、当社の取締役、監査役及び執行役員であります。また、保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該決定方針は、あらかじめ報酬諮問委員会にて十分審議されております。なお、取締役の個人別の報酬内容に関しまして、取締役会は、独立社外取締役を委員長とする報酬諮問委員会が当該決定方針に基づいて十分な審議のもと決定し、報酬総額を取締役会に上程していることを確認しております。

従って取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容及び決定方法が、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

■基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、単年度業績連動報酬（以下、「STI」と称する）及び中長期業績連動報酬（以下、「LTI」と称する）により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。

■基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

基本報酬は、毎月一定額を固定的に支給する現金報酬とし、報酬内規に役位ごとの金額を定めるものとする。報酬内規に定めた基本報酬は、定期的にベンチマーク調査を実施し、業種や企業規模等も勘案し、役位別に報酬水準の妥当性を検証し決定するものとする。

■業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

《単年度業績連動報酬(STI)》

STIは、単年度の業績達成度に応じて支給額が変動する現金報酬とし、下記決定方法に基づき決定された各取締役のSTIの合計金額を年額として、毎月案分して支給するものとする。業績に対する責任を明確にするため、連結営業利益を基本的な指標とする。STIの金額の決定方法については、まず、当社連結営業利益にあらかじめ定めた役員区分別の利益分配率を乗じ、全社業績貢献分としてのSTI基準額を算出する。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績を加味する。さらに、代表取締役を除く、全社内取締役につき、非財務的な貢献度やコンプライアンスへの取り組みなどの個人別定性評価を実施し、STIを加減算することで最終的なSTIの金額を算出するものとする。なお、個人別の定性評価に基づく加減算の比率は、CEOが各社内取締役より提出された自己評価票をレビューした上で各社内取締役の加減算率案を報酬諮問委員会に提案し、同委員会において決定するものとする。

《中長期業績連動報酬(LTI)》

LTIは、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が増減する信託型の株式報酬とする。株式報酬とすることで、株主と価値共有を図ることができ、また、中期事業計画の達成度と報酬を連動させることにより、中長期的な企業価値向上を目指すインセンティブとして機能することを目指す。

LTIによる交付株式数の決定方法については、毎年、役位に応じた基準ポイントを各取締役に付与し、中期事業計画終了時に、その累計ポイントに対し、業績評価に基づく交付率を乗じ、交付株式数を決定することとする。

交付率の算出に当たっては、中期事業計画期間における当社の連結営業利益率を基本的な評価指標とする。その上で、営業部門を管掌する取締役については、当該営業部門の業績も加味することとする。

なお、基本的な評価指標を中期事業計画の期間における連結営業利益率に設定した理由は、当社は、特に連結営業利益率の引き上げを重要課題と認識し目標営業利益率を対外公表しているためである。

株式交付率については、さらに、電子部品業界における順位も加味することとし、当社の中期事業計画期間における連結営業利益率が電子部品業界における順位の中央位を下回る場合には、交付率を5%減算することとする。加えて、売上高の成長率に応じて株式交付を加算することとする。

なお、中長期業績連動報酬に係る株式の実際の交付は、退任時に一括して実施することとする。

■金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、報酬諮問委員会において種類別の報酬割合及び取締役の個人の報酬割合の検討を行う。取締役会は報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬等の内容を決定することとする。

■取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、取締役の報酬体系・基準・方針及び個人別の報酬内容については、取締役会より委任を受けた報酬諮問委員会が、株主総会決議による報酬限度額及び報酬内容で定める範囲内で決定することとする。

報酬諮問委員会を構成する各委員は、代表取締役会長、代表取締役社長、専務取締役、常務取締役及び社外取締役等より定め、その員数は、7名以内とする。

なお、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長は独立社外取締役より選任され、副委員長は委員長が任命する。加えて同委員会が適切に運営されているかを担保するため常勤監査役がオブザーバーとして出席することとする。

■社外取締役の報酬

監督機能を担う社外取締役については、その職責に鑑み、基本報酬のみを支払うものとする。当該基本報酬は、報酬諮問委員会が各社外取締役の年額を決定し、毎月案分して支払うものとする。

② 取締役及び監査役の報酬等の額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			員 数
		基 本 報 酬	業 績 連 動 報 酬 等	非 金 銭 報 酬 等 (業績連動)	
取 締 役 (うち社外取締役)	197 (21)	170 (21)	5 (-)	22 (-)	10名 (4名)
監 査 役 (うち社外監査役)	40 (30)	40 (30)	- (-)	- (-)	4名 (3名)
合 計 (うち社外役員)	237 (51)	210 (51)	5 (-)	22 (-)	14名 (7名)

- (注) 1. 上記報酬及び員数には、2021年6月23日開催の第87期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した取締役白川英俊氏及び社外取締役松田千恵子氏への報酬分を含みます。
2. 当事業年度に係る業績連動報酬等に関する業績指標は、連結営業利益です。その選定理由は、連結営業利益の引き上げを重要課題と認識しているためであります。上記記載の業績連動報酬等の算出は、前期の連結営業利益(700千円)を基礎としております。また、業績連動報酬等の額の算定方法につきましては、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「<<単年度業績連動報酬 (STI) >>」に記載のとおりであります。
3. 当社の非金銭報酬等(業績連動報酬)は、中期事業計画の達成度に応じて交付株式数が変動する信託型の株式報酬であります。また、当該報酬等に関する業績指標は、中期事業計画における連結営業利益率であり、その目標値は4.2%としております。当該非金銭報酬等(業績連動報酬)の内容に関する事項、業績指標の選定理由及び報酬等の数の決定に関する方針等については、上記「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」の「<<中長期業績連動報酬 (LTI) >>」に記載のとおりであります。なお、当事業年度中において、非金銭報酬等として交付された株式はありません。上記記載の額は、社外取締役を除く取締役6名への業績連動型株式報酬として費用計上した金額であります。
4. 当社の取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月22日開催の第72期定時株主総会において取締役が年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)、監査役が年額60百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会の決議に係る取締役の員数は9名、監査役の員数は3名であります。

4. 上記の報酬限度額とは別枠で2017年6月22日開催の第83期定時株主総会の決議において、社外取締役を除く取締役（及び執行役員）に対して株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入しており、当該信託による当社株式の取得の原資として、対象期間（3事業年度）ごとに220百万円（うち、取締役分175百万円）を上限とした資金を拠出し、また、1事業年度あたりに付与されるポイント数の合計は、37,000ポイント（うち、取締役分29,000ポイント）を上限とする旨、決議いただいております（1ポイント当たり当社普通株式1株に換算）。なお、当該株主総会決議に係る対象取締役の員数は5名であります。
5. 当社は、取締役の公正かつ透明性ある報酬の決定や処遇等を図るべく、報酬諮問委員会を設置し、同委員会に対し、取締役の個人別の報酬等の内容について、上記株主総会決議による報酬限度額及び報酬内規で定める範囲内で決定することを委任しております。また、同委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置として、同委員会の委員長を独立社外取締役より選任し、副委員長は委員長が任命しております。また、同委員会が適切に運営されているかを担保するため常勤監査役がオブザーバーとして出席しております。委員会の構成員は、次のとおりです。

（構成員及び取締役の地位及び担当）

委員長：松本 実（社外取締役）
 副委員長：後藤 康 浩（社外取締役）
 委員：吉澤 博 三（代表取締役会長CEO）
 委員：成川 敦（代表取締役社長COO）
 委員：中条 薫（社外取締役）
 オブザーバー：木本 聡 子（常勤社外監査役）

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	兼職の状況
取締役	松本 実	松本実公認会計士事務所所長 株式会社ジャステック社外取締役（監査等委員） 東洋インキSCホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役	後藤康浩	亜細亜大学都市創造学部教授 株式会社山陰合同銀行社外取締役 株式会社安藤・間顧問
取締役	中条 薫	株式会社SoW Insight代表取締役社長 伊藤忠食品株式会社社外取締役
監査役	井野拓磨	井野拓磨税理士事務所所長
監査役	鈴木 隆	京総合法律事務所パートナー タカラレーベン・インフラ投資法人監督役員

(注) 各社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 実	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、公認会計士としての豊富な経験から培われた専門的見地から、取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、その専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に主導的に関与しております。
取締役	後藤康浩	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回に出席し、経済学者として主にアジア経済に関する専門的な見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
取締役	中条 薫	2021年6月23日就任以降に開催された取締役会9回のうち9回に出席し、経営者やAI、ダイバーシティに関する専門的見地から取締役会決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、社外取締役に期待する役割に関しましても、それらの専門的知見を活かし、当社の業務執行の監督・提言を行っております。さらに指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員として、当社のコーポレート・ガバナンスの充実に積極的に関与しております。
監査役	木本聡子	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会7回のうち7回に出席し、主に税務行政を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	井野拓磨	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会7回のうち7回に出席し、税務行政や会社役員及び税理士業務を通じて培われた知識や経験に基づき発言を行っております。
監査役	鈴木 隆	当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会7回のうち7回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から発言を行っております。

(ご参考) 取締役のスキルマトリックス

氏名	性別	企業経営	海外経験・ グローバル ビジネス	営業・ マーケティング	モノづくり (生産・品質)	技術・開発	ファイナンス	法務・リスク マネジメント	サステナ ビリティ	業界知識	指名諮問 委員会	報酬諮問 委員会
よしざわ ひろみ 吉澤 博三	男性	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
なりかわ あつし 成川 敦	男性	●	●	●			●	●	●		●	●
Lu SanTie 呂 三鉄	男性	●	●		●					●		
きし かずひろ 岸 和宏	男性		●	●						●		
みうら ひろき 三浦 広貴	男性	●	●		●	●				●		
まつもと みのる 松本 実	男性		●				●				● (委員長)	● (委員長)
ごとう やすひろ 後藤 康浩	男性		●		●					●	●	●
ちゅうじょう かおる 中条 薫	女性	●	●			●			●		●	●

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 52百万円
- ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 52百万円
(注) 1.当社と会計監査人との間の契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等にはこれらの合計額を記載しております。
2.当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表した「会計監査人との連携に関する実務指針」に基づき策定した監査役監査基準を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の妥当性や適正性等を確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。取締役会は、監査役会の当該決定に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提出します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	67,143	流 動 負 債	32,889
現金及び預金	10,846	支払手形及び買掛金	11,179
受取手形及び売掛金	19,001	短期借入金	12,247
電子記録債権	350	1年内返済予定の長期借入金	818
有価証券	2,343	未払金	3,861
製品	18,413	未払法人税等	630
原材料	10,355	未払費用	2,848
仕掛品	1,578	賞与引当金	398
貯蔵品	108	その他	903
未収入金	1,170	固 定 負 債	1,627
前渡金	859	長期借入金	300
その他	2,202	繰延税金負債	475
貸倒引当金	△86	退職給付に係る負債	60
固 定 資 産	19,005	役員退職慰労引当金	20
有形固定資産	15,614	株式給付引当金	163
建物及び構築物	6,863	資産除去債務	281
機械装置及び運搬具	4,655	その他	325
工具器具及び備品	1,788	負 債 合 計	34,516
土地	1,521	(純 資 産 の 部)	
建設仮勘定	785	株 主 資 本	43,409
無形固定資産	203	資本金	6,770
ソフトウェア	80	資本剰余金	6,896
その他	122	利益剰余金	33,906
投資その他の資産	3,187	自己株式	△4,163
投資有価証券	1,306	その他の包括利益累計額	3,753
長期前払費用	82	その他有価証券評価差額金	323
退職給付に係る資産	880	為替換算調整勘定	3,617
繰延税金資産	637	退職給付に係る調整累計額	△187
その他	280	非支配株主持分	4,469
資 産 合 計	86,148	純 資 産 合 計	51,632
		負債及び純資産合計	86,148

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		91,106
売 上 原 価		83,621
売 上 総 利 益		7,484
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,241
営 業 損 失		△7,757
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	84	
受 取 配 当 金	56	
為 替 差 益	199	
補 助 金 収 入	137	
雑 収 入	364	843
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
固 定 資 産 除 却 損 失	131	
雑 損 失	349	559
経 常 損 失		△7,473
特 別 損 失		
減 損 損 失	132	
特 別 退 職 金	715	
退 職 給 付 制 度 改 定 損 失	239	1,088
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△8,561
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	345	
法 人 税 等 調 整 額	△676	△331
当 期 純 損 失		△8,230
非支配株主に帰属する当期純損失		△1,213
親会社株主に帰属する当期純損失		△7,017

(注) 記載金額は営業利益を除き、百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	21,903	流 動 負 債	18,124
現金及び預金	2,215	買掛金	10,289
受取手形	7	短期借入金	5,618
電子記録債権	255	1年内返済予定の長期借入金	818
売掛金	14,363	未払金	696
製品	4,055	未払法人税等	47
原材料及び貯蔵品	140	未払費用	188
前渡金	343	賞与引当金	319
前払費用	46	その他の他	146
短期貸付金	147	固 定 負 債	2,712
未収入金	307	長期借入金	300
その他の他	20	株式給付引当金	163
固 定 資 産	17,069	繰延税金負債	367
有 形 固 定 資 産	1,945	資産除去債務	259
建物	1,793	債務保証損失引当金	1,612
土地	123	その他の他	9
建設仮勘定	28	負 債 合 計	20,836
投資その他の資産	15,124	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	1,287	株 主 資 本	17,824
関係会社株式	11,645	資本金	6,770
長期貸付金	2,390	資本剰余金	6,896
前払年金費用	664	資本準備金	6,896
その他の他	83	利益剰余金	8,320
貸倒引当金	△945	利益準備金	373
資 産 合 計	38,973	その他利益剰余金	7,947
		別途積立金	4,700
		繰越利益剰余金	3,247
		自己株式	△4,163
		評価・換算差額等	311
		その他有価証券評価差額金	311
		純 資 産 合 計	18,136
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	38,973

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		42,817
売 上 原 価		41,856
売 上 総 利 益		961
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,027
営 業 損 失		△3,065
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,459	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	730	
雑 収 入	174	2,363
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	31	
為 替 差 損	17	
債 務 保 証 損 失 引 当 金 繰 入 額	1,137	
雑 損 失	20	1,206
経 常 損 失		△1,909
特 別 損 失		
減 損 損 失	132	
退 職 給 付 制 度 改 定 損	239	372
税 引 前 当 期 純 損 失		△2,281
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	8	
法 人 税 等 調 整 額	△78	△69
当 期 純 損 失		△2,211

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋 清兵衛
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮下 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フォスター電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

フォスター電機株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 京嶋 清兵衛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮下 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォスター電機株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作

成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月16日

フォスター電機株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役）木 本 聡 子

監 査 役 猪 熊 勉

社外監査役 井 野 拓 磨

社外監査役 鈴 木 隆

以 上

第88期定時株主総会 会場ご案内図

開催日時

2022年6月24日(金)

午前10時 開会

(受付開始予定：午前9時)

会場

東京都昭島市つつじが丘一丁目1番109号
フォスター電機株式会社 1階大ホール
Tel : 042-546-2311



- 議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- 本招集ご通知をご持参ください。



交通のご案内

- JR東日本 青梅線昭島駅より徒歩約12分
- ※ お車でのご来場はご遠慮ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。